〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　９月　１日　至　令和　８年　８月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人大俊会

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

□ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　　〒503-0112　岐阜県安八郡安八町東結 1520 番地の１

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　　平成 28 年　7 月 22 日

(4) 設立登記年月日　　平成 28 年　8 月　2 日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理 事 長	大熊　俊男	管理者
理　　事	大熊　江美	
同	加藤　詩織	
同	大熊　祐輔	
監　　事	福井　眞一	

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	おおくま内科クリニック	2112500794	岐阜県安八郡安八町東結1520番地の１	無病床

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
無		

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
無		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年１０月２２日　　令和６年度決算の決定

令和　８年　８月３１日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

様式２６－３

法人名　医療法人　大俊会
所在地　岐阜県安八郡安八町東結1520番地の１

※医療法人整理番号						

財　産　目　録

（令和　8年　8月　31日現在）

１．資　産　額　466,150 千円
２．負　債　額　18,283 千円
３．純　資　産　額　447,867 千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		418,760
B 固定資産		47,390
C 繰延資産		
D 資産合計	（A＋B+C）	466,150
E 負債合計		18,283
F 純資産	（D-E）	447,867

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式２６－１－２（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人 大俊会
所在地 岐阜県安八郡安八町東結1520番地の１

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和　8年　8月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	418,760	Ⅰ 流動負債	18,283
Ⅱ 固定資産	47,390	Ⅱ 固定負債	0
1 有形固定資産	5,160	負債合計	18,283
2 無形固定資産	264	純資産の部	
3 その他の資産	41,966	科目	金額
		Ⅰ 資本剰余金	0
		Ⅱ 利益剰余金	430,367
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	
		Ⅲ 評価・換算差額等	
		Ⅳ 基金	17,500
		純資産合計	447,867
資産合計	466,150	負債・純資産合計	466,150

様式２６－２－２（診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人　大俊会
所在地　岐阜県安八郡安八町東結1520番地の１

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和　7年　9月　1日　至　令和　8年　8月　31日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ　事業損益	
Ａ　本来業務事業損益	
１　事業収益	201,977
２　事業費用	166,729
本来業務事業利益	35,248
Ｂ　附帯業務事業損益	
１　事業収益	
２　事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	35,248
Ⅱ　事業外収益	1,963
Ⅲ　事業外費用	0
経常利益	37,211
Ⅳ　特別利益	0
Ⅴ　特別損失	0
税引前当期純利益	37,211
法人税等	9,430
当期純利益	27,781

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　大俊会
理事長　大熊俊男　殿

私は、医療法人大俊会の令和７年度会計年度（令和７年９月１日から令和８年８月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

（１）事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
（２）会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
（３）計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
（４）理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年10月26日

医療法人大俊会

監事　福井　眞一